

2006 年 3 月議会

2006/3/24

副知事に市橋保彦氏と仮屋基美氏を選任する件について

市橋氏に反対する理由は、本県の副知事に、どうして、国の官僚をもってこななければならないのかという点であります。本県の執行部の体制において、総務部長、財政課長、税務課長をはじめとして、農政課長、港湾課長、学校教育課長など、代々、国からの派遣職員が配置されています。地方分権の時代と言われながら、人事面では、中央直結の職員配置が続いています。伊藤知事自身も、総務省の出身であります。ここで副知事まで、あえて総務省の官僚をあてる必要があるのでしょうか。国の地方切り捨ての「三位一体改革」が推し進められている中で、国に対して、その責任を問いながら、地方としてしっかりとものを言うことこそ求められているときに、副知事の職に国の官僚の出身者を置くことには賛成できません。

また、仮屋基美氏については、2000年から2002年にかけての土木部次長時代、人工島建設反対の世論が高まった時期に、県は、県民の声に耳を傾けることなく工事を続行し、現在にいたっております。さらに、現出納長としては、出納長が、単に現金や物品の出し入れの事務的責任者としての役割ではなく、内部牽制的な役割と責任を負っているが、例えば、現在問題になっている県庁東側の土地の購入についても、県民世論の反対の声があがっているにも関わらず、購入推進の立場を取られています。これらのことから「住民の福祉の増進を図る」という地方公共団体の役割を果たしていく上で、氏の副知事選任には同意できないのであります。

教育委員会委員に岡積常治氏を選任する件について

本案件は、福元教育長の後任の人事であり、実質上の教育長の選任ともいえるものであります。

行政委員会の制度は、自治体の長とは相対的に独立した執行機関として、行政上の決定を慎重かつ公正、中立に行い、かつそれを執行するために設けられたもので、その目的を達するために、民間人である住民の代表が委員として参加し、合議によって決定、執行するものです。

特に教育の分野では、子どものむかつきの感情や暴力の広がり、低学力の子どもの増加や学習意欲などの学力の問題、「教育も金次第」といわれる教育の格差拡大など、日本の教育は大きな問題をかかえています。もともと教育そのものは、効率性、採算性とは相容れないものであり、そのとりくみの結果もすぐに表れるとは限らないものであります。

「地方行政の組織及び運営に関する法律」の第4条第1項には、教育委員は「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、見識を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する」とあります。

岡積氏は、少なくとも、仕事上は、1970年の入庁以来、人事や財政、広報などの総務部や商工観光労働部などの仕事をされており、教育、文化関係の部署に一度もつかれたことの無いことは事実であります。

教育がかかえる問題が深刻である現在、非効率的で、非採算的な教育的取り組みの中にこそ、それらの問題の真の解決の道があるのであり、近年、県の財政状況が厳しい中であって、県の幹部職員として、その役割を果たされてきた氏が、教育長として、本県の教育行政をあずかり、その解決をはかるという任にふさわしいかどうか疑問を持つものであります。以上の理由で同意できません。

監査委員に、自民党の松里保廣氏と社民・無所属連合の福山秀光氏を選任する件について

地方自治法には、監査の役割として、その執行が、地方自治法第2条の第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか特に意を用いなければならないとされており、それは地方公共団体の努力義務としての住民の福祉の増進と能率性という2点であります。

社民党は、国政においては、憲法改悪や障害者自立支援法制定反対、医療改悪反対など、野党としての役割を一定果たしておりますが、残念ながら、本県においては、以前は反対の立場であった、人工島建設や使用料・手数料などの値上げの議案も含めて、現在は全ての議案に賛成し、県政与党としての役割を果たしています。自民党と共に、「住民の福祉の増進を図る」という観点からみた厳正・公正な監査は期待できないと思わざるをえません。

以上の理由から、2名の選任に反対することを表明し、討論いたします。